

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）
開催業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨への対応で得られた教訓や復興に向けた能登の姿を全国に発信することで、震災の風化防止を図るとともに、継続的な復興支援につなげるものである。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、業務を委託することとしており、本業務を行うに当たり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより業務委託候補者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務

(2) 委託業務の内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 委託費用

7,700千円以内

※ 消費税及び地方消費税の額を含む。

※ 会場使用料及び会場の備品・付帯器具等の使用料については、委託者が負担し、直接会場に支払うため、委託費用に含まれない。

3 スケジュール

- | | |
|-----------------------------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月14日（水） |
| (2) 参加申込書等提出期限、シンポジウムの開催日時及び場所に関する問い合わせ | 令和7年5月21日（水）正午まで |
| (3) 質問票提出期限 | 令和7年5月26日（月）正午まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月9日（月）正午まで |
| (5) 企画提案書の審査・選定結果通知 | 令和7年6月中旬（予定） |
| (6) 契約の締結 | 令和7年6月下旬（予定） |

4 プロポーザル参加資格

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件を全て満たしていること。

- ア 石川県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- イ 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 石川県から競争入札の指名停止又は見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止又は参加排除期間中にある者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

カ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

（2）共同企業体による参加

参加者は、以下の条件を全て満たしていること。

ア 構成員のいずれかが上記（1）のア及びイの条件を満たすこと。

イ 全ての構成員が上記（1）のウからキの全ての条件を満たすこと。

ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月21日（水）正午必着

（2）提出書類

ア プロポーザル参加申込書【様式1】

イ 事業者概要書【様式2】

※ パンフレット、役員名簿等も併せて提出すること。

※ 共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

ウ 共同企業体協定書（写し）

※ 共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

エ 石川県が発行する納税証明書（写し）

※ 石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

（3）提出方法

電子メールにより提出し、必ず電話で受信確認を行うこと。

件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。

（4）提出先

石川県 能登半島地震復旧・復興推進部 創造的復興推進課 プラン推進チームあて
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: (076) 225-1984 / Mail: e115100@pref.ishikawa.lg.jp

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式4】を提出すること。

6 シンポジウムの開催日時及び場所に関する問い合わせ

シンポジウムの開催日時及び場所については、問い合わせのあった事業者に対し、現時点での調整状況を個別回答する。

(1) 問い合わせ期限

令和7年5月21日（水）正午まで

(2) 問い合わせ方法

電子メールにより問い合わせを行い、必ず電話で受信確認を行うこと。

件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）の開催日時・場所に関する問い合わせ」とすること。

(3) 問い合わせ先

上記5（4）に同じ。

7 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）正午必着

(2) 提出方法

質問票【様式3】を電子メールにより提出し、必ず電話で受信確認を行うこと。

件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

上記5（4）に同じ。

(4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月9日（月）正午必着

(2) 提出書類

提出書類	様式	備考
企画提案書	任意	次の事項について記載すること。 1 概要・企画コンセプト 2 企画の提案とその理由 ① ステージイベント ・ 著名人によるトーク ・ パネルディスカッション ・ パフォーマンス ② パネル展示等 ・ パネル展示 ・ 物品販売 3 広報 4 実施体制、スケジュール等（管理運営計画を含む。）
見積書	任意	<ul style="list-style-type: none"> 宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の単価が判断できる内容とすること。）。 会場使用料及び会場の備品・付帯器具等の使用料については、委託者が負担し、直接会場に支払うため、見積金額に含めないこと。 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。 見積額が2（4）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。
類似業務受注実績	様式5	パンフレット、実績報告書等がある場合は、併せて添付すること。
業務の実施体制	様式6	
共同企業体の場合、構成員ごとの上記書類の他、本業務に係る共同企業体の協定書の写し	—	

- ※ A4版、横書きとし、クリップ留めをすること（テープ等で留めないこと。）。
- ※ 企画提案書の表紙に「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務委託企画提案書」と記載すること。
- ※ 正本は余白に事業者名を記載し、副本は企画提案書内に事業者名を記載しないこと。

(3) 提出方法

上記（2）の提出書類について、次のア及びイのとおりそれぞれ提出すること。

ア 郵送又は持参

(ア) 見積書以外 正本1部、副本5部

(イ) 見積書 1部

- ※ 郵送の場合は担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

なお、封筒に「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

※ 持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 電子メール

※ 企画提案書は正本及び副本のデータを電子データで送付すること。

※ 必ず電話で受信確認を行うこと。

※ データ量が10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(4) 提出先

上記5（4）に同じ。

なお、電子データ提出の際は、メールの件名を「【企画提案書提出】令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務委託公募型プロポーザル」とすること。

9 審査・選定

(1) 本業務の企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。

(2) 別紙令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務委託プロポーザル 評価基準」に基づき、各提案者から提出された企画提案書を審査員が審査・採点を行い、最も評価の高い提案者を業務委託候補者として選定する。

(3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、業務委託候補者として選定する。

(4) 石川県及び審査員は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行うことができる。

(5) 審査は非公開で行う。

(6) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

ア 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。

ウ 実施要領に適合しない書類を作成すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者全てに対して、通知する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

11 契約の締結

(1) 石川県は、上記9により最も評価の高い提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された提案は、石川県と候補者の協議により修正・変更を行う場合がある。

(2) 上記9により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき

又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結することができる。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

14 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 募集及び契約については、石川県の都合により中止することがある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (7) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、同法施行令（昭和27年政令第403号）及びその関係法令並びに石川県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号）、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。